

掲載内容

第1章 相続財産の管理

【選任・管理・終了までのフローチャート】

第1 相続財産管理人選任の申立て

1 手続選択

- [1] 相続財産がないのに相続財産管理人選任の申立てをする必要がある!?
- [2] 賃金返済請求の相手方が死亡して相続人が不存在であった場合には、相続財産管理人を選任するしか方法はない!?
- [3] 相続財産についての相続手続きが終結すれば、相続人は免責されるから、破産財団から放棄された財産を相続人が引き継いでもよい!?

2 相続人のあることが明らかでないとき

- [4] 「相続人のあることが明らかでない」とは?!

3 申立ての方法

- [5] 相続財産管理人選任の申立ての際に必要な調査とは?!
- [6] 相続財産管理人選任の申立ての際に、候補者となる弁護士を推薦すべき!?
- [7] 申立てに要する予納金その他の費用
- [8] 申立てに要する予納金はいつ、どのように返ってくる!?
- [9] 申立てに要する予納金以外の諸費用は申立人が自己負担するしかない!?

第2 相続財産の管理と換価

1 相続財産管理人の権限

- [10] 相続財産の処分はスピードが命!?
- [11] 相続財産管理手続と相続財産の破産手続との相違点は?!
- 2 相続財産の調査**
- [12] 相続財産管理人は財産を調査する必要がある!?
- [13] 相続財産管理人は、相続放棄をした者に対して、相続財産の引渡しや管理、換価等に関する協力をどこまで求めることができる!?
- [14] 被相続人が法人の代表者であった場合に、法人の債務について調査する必要がある!?
- [15] 相続財産管理人は相続債務を積極的に調査する義務がある!?

3 不動産の管理と換価

- [16] 相続財産管理人は相続財産である建物を修繕しなければならない!?
- [17] 貸料不払を理由に賃貸人から明渡しを求められたら!?
- [18] 不動産換価の注意点は!?
- [19] オーバーローン不動産を任意売却する場合、売却代金の一部を相続財産に組み入れる必要がある!?
- [20] 換価困難な不動産についても一律に所有者の表示変更登記をしなければならない!?
- [21] 無残余の場合であっても、換価の必要があるときは相続財産管理人は競売によって不動産の換価を進めるべき!?
- [22] 特別の縁故による財産分与の申立予定者が、不動産の分与を希望している場合は!?

4 預貯金・外貨の管理と換価

- [23] 相続開始後に被相続人の預貯金口座に入金された個人年金保険金の返済請求権は相続債権として処理すべき!?
- [24] 相続財産に外貨が存在した場合に、相続財産管理人はどのように処理すべき!?

5 動産・債権の管理と換価

- [25] 相続財産に動産が存在した場合、動産の換価はどのようにすべき!?
- [26] 刀剣類を見ついたら!?
- [27] 被相続人が債権を有していた場合に、その管理と換価の方法はどうすべき!?

6 有価証券の管理と換価

- [28] 中小企業の大株主が死亡して相続財産管理人が選任された場合に、株式の取扱いはどうなる!?

- [29] 相続財産に未使用のギフトカード等がある場合、どのように換価すればよい!?

7 保険の管理と換価

- [30] 保険契約はどのような調査や取扱いをすればよい!?

8 遺骨等の処理

- [31] 被相続人やその親族の遺骨が残されている場合は、どのように処理すべき!?

9 換価困難な財産の処理

- [32] 回収や換価が困難な相続財産がある場合はどのように処理すればよい!?

10 その他

- [33] 換価の途中で相続人や包括受遺者が現れたら、換価は中止すべき!?

- [34] 相続財産法人に確定申告義務はある!?

第3 相続債権者・受遺者に対する債権申出の公告・催告

1 公告・催告の内容

- [35] 存否が不明確な債権や消滅時効期間が経過していると思われる債権がある場合の請求申出催告は!?

- [36] 請求申出期間中に弁済を行ってもよい!?

- [37] 請求申出期間中は強制執行を停止できる!?

2 公告・催告の時期

- [38] 請求申出の公告は相続財産管理人選任公告の2か月後に申込みを行えばよい!?

第4 弁 済

1 相続債権者・受遺者への弁済

- [39] 請求申出期間満了後に請求の申出をした相続債権者は全て除斥してよい!?

- [40] 相続債権の存否及び金額に争いがある相続債権者がいる場合の弁済は!?

- [41] 相続開始後に被相続人の口座に入金された年金保険金は返さなければならない!?

- [42] 被相続人がマンションの区分所有権を有していた場合に、未払の管理費や修繕積立金は優先的に支払ってよい!?

- [43] マンションの管理組合が実施した修繕工事に関する債務は優先的に支払ってよい!?

- [44] 優先権を有する債権者からの請求であっても、弁済してはいけない場合がある!?

- [45] 特定遺贈の目的財産は相続財産が債務超過であっても換価しなくてよい!?

- [46] 債務超過の場合には遺言執行者によって特定遺贈の対抗要件が具備されないように要注意!?

- [47] 申立人から相続財産管理人選任の申立てに要した費用の請求があった場合、相続財産管理人は相続財産から弁済してよい!?

- [48] 相続財産管理人の報酬その他の諸経費を踏まえ、債務超過となる場合には、相続財産管理人は、破産の申立てを行うことになる!?

- [49] 按分弁済を行う場合の利息及び遅延損害金の取扱いは!?

- [50] 相続財産管理人が報酬を受けるために必要な手続とは!?

2 公租公課の弁済

- [51] 公租公課は他の債権よりも優先して支払わなければならぬ!?

- [52] 相続財産管理人名義の預貯金口座は公租公課による差押さえが可能!?

3 祭祀費用の弁済

- [53] 相続財産から葬儀費用を支出できる!?

4 遺言執行者かいる場合の相続財産管理人の弁済権限

- [54] 遺言執行者と相続財産管理人が選任されている場合、両者の権限の優劣は!?

第5 相続人捜索の公告と相続人不存在の確定

- [55] 相続人捜索の公告が不要な場合もある!?

- [56] 相続人捜索公告期間中に相続人である旨の申出がなされたら!?

- [57] 換価終了後に相続人となりそうな者が現れたら!?

第6 特別縁故者に対する相続財産の分与

- [58] 相続人捜索公告期間になされた特別縁故者に対する財産分与の申立ては不適法として却下される!?

- [59] 被相続人の生前に相続財産を不当に得ていた親族等に対する財産分与は!?

- [60] 相続放棄をした相続人が特別縁故者として財産分与を求めることができる!?

- [61] 特別縁故者としての財産分与を認める審判の内容・形式は単純な給付しかできない!?

- [62] 共有者へはいつ帰属させればよい!?

第7 相続財産管理の終了

- [63] 法定相続人が相続財産の一部を消費したことが判明した場合にはどうなる!?

- [64] 特別縁故者に分与されなかった残余財産は分与審判の確定時に国庫帰属しない!?

第2章 不在者財産の管理

【選任・管理・終了までのフローチャート】

第1 不在者財産管理人選任の申立て

1 手続選択

- [65] 失踪宣言の申立てか不在者財産管理人選任の申立てか!?

- [66] 不在者財産管理人選任の申立て以外の方法には何がある!?

2 不在者財産管理の要件

- [67] 不在者とはどのような状況にある者をいうのか!?

3 管轄

- [68] 不在者財産管理人選任の申立ての管轄裁判所はどこ!?

第2 不在者財産の管理

1 不在者財産管理人の義務と権限

- [69] 不在者財産管理人は自己の財産と同一の注意義務をもって管理業務を遂行すればよい!?

2 遺産分割の協議

- [70] 共同相続人が行方不明となっている場合には、不在者財産管理人を選任して遺産分割協議を成立させることができることができる!?

- [71] 被相続人が債務超過である場合に、その相続人の不在者財産管理人に選任された際の注意点は!?

3 不動産の管理

- [72] 不在者名義の不動産は売却すべき!?

4 その他

- [73] 不在者名義の自動車を配偶者が使用する場合に不在者財産管理人はどのような点に注意すべき!?

第3 失踪宣告制度

1 総論

- [74] 不在者財産管理人、失踪宣告、認定死亡、どの制度を利用すればよい!?

2 失踪宣告の要件・効果

- [75] 失踪宣告後に失踪者の相続者が失踪者の財産を売却していたり、失踪者の配偶者が再婚していた場合、失踪宣告が取り消されたらどうなる!?

- [76] 不在者が失踪宣告を受けた場合において既に不在者が得た遺産分割協議後の相続財産はどうなる!?

3 祭祀費用の弁済

- [77] 相続財産から葬儀費用を支出できる!?

4 遺言執行者かいる場合の相続財産管理人の弁済権限

- [78] 遺言執行者と相続財産管理人が選任されている場合、両者の権限の優劣は!?

第4 不在者財産管理業務の終了

- [77] 不在者が帰来した場合には、不在者財産管理人は不在者に対して管理していた財産を引き渡してよい!?

- [78] 残余財産がある場合における不在者財産管理手続の終了とは!?

事項索引

- 内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

実務家が陥りやすい
相続人不存在・不在者
財産管理の落とし穴

編集代表 尾島 史賢（弁護士・関西大学大学院法務研究科教授）

編集委員 小林 あや（弁護士）

相沢 祐太（弁護士）

井口 喜久治（弁護士）

中村 真（弁護士）

思わぬ「落とし穴」による
ミスやトラブルを回避するためには！



◆ 実務家が誤解・誤認しやすい相続財産・不在者財産の管理・処理方法を「誤認例」を示して解説しています。

◆ 相続財産・不在者財産管理人の選任申立てから財産の換価・弁済まで多岐にわたる業務の中で留意すべき実務運用を取り上げています。

◆ 相続財産・不在者財産管理人に選任された専門家や申立てを依頼された専門家に向けて、実務に精通する弁護士がわかりやすく解説しています。

A5判・総頁310頁

定価 4,180円(本体3,800円)

送料460円

0120-089-339

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

定価 3,850円(本体 3,500円)

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ

法律出版社ならではの情報を発信

【19】オーバーローン不動産を任意売却する場合、売却代金の一部を相続財産に組み入れる必要がある!?

相続財産に不動産が存在するが、抵当権が設定されており、当該不動産の価額が抵当権の被担保債権額を下回っている場合（いわゆるオーバーローンの状態）、相続財産管理人が任意売却をする際に、売却代金の一部を相続財産に組み入れる必要はあるか。

POINT ・相続財産管理事件では、オーバーローン不動産の売却代金の一部を相続財産に組み入れる必要はない

誤認例 任意売却の目的は、できる限り多くの弁済原資を迅速に確保することにある以上、オーバーローン不動産についても、売却代金の中から一定割合の金額を相続財産に組み入れる必要があり、組入れがなければ、家庭裁判所から権限外行為許可を受けることはできない。



本当は 相続財産管理事件において、オーバーローン不動産を任意売却する場合には、必ずしも売却代金の中から一定割合の金額を相続財産に組み入れる必要はない。

解説

1 相続財産管理事件と任意売却

破産管財事件においてオーバーローン不動産を任意売却する場合、破産管財人は、売却代金の最低5%程度を破産財団に組み入れることが慣行化されています。任意売却によった場合、担保権者は担保不動産競売手続を利用するよりも費用や時間を節減することができ、また、競売による場合と比べて高額での換価が可能となるため、担保権者もこのような財団組入れに同意をするのが一般的となっています。

このような事情は相続財産管理事件においても同様に認められることから、管理人が任意売却をする場合でも、売却代金の中から一定割合の金額を相続財産に組み入れることが考えられます。

2 相続財産管理事件と破産管財事件の相違

しかしながら、例えば、相続財産管理事件は、担保権者が競売を目的として申し立てる場合も多く（債権回収型）、その場合、担保権者は申立てに際して予納金を納付しています。このような状況で、管理人主導の下で任意売却を実施したとしても、債権全額を回収していない担保権者に対して、相続財産への一定割合の金額の組入れに同意することを期待することはできません。この点で、相続財産管理事件の場

第4 弁 済

1 相続債権者・受遺者への弁済

【39】請求申出期間満了後に請求の申出をした相続債権者は全て除斥してよい!?

被相続人Zの相続財産管理人Xは、20〇〇年5月31日に相続債権者・受遺者に対する請求申出の官報公告の掲載を依頼し、6月17日に掲載された。また、知れている相続債権者・受遺者には6月17日に各別に催告をした。そして、8月17日に請求申出期間が満了した。ところが、Xは、請求申出期間満了後に催告を失念していた知っている相続債権者Yから、Zに対して100万円の貸金債権を有している旨の請求の申出を受けた。Xは、請求申出期間が満了していることを理由に、Yを弁済から除斥してよいか。

POINT ・知っている相続債権者・受遺者は請求申出期間内に請求の申出をしなくても弁済からは除斥されない

誤認例 請求申出期間満了後に請求の申出をした相続債権者・受遺者は全て弁済から除斥される。

解説

1 弁済の順序

管理人は、以下の順で弁済をします。

- ① 優先権を有する債権者（民957②・929ただし書）
- ② 請求申出期間内に請求の申出をした相続債権者、その他知っている相続債権者（民957②・929本文）
- ③ 請求申出期間内に請求の申出をした受遺者、その他知っている受遺者（民957②・929本文・931）
- ④ 請求申出期間内に請求の申出をせず、知れなかった相続債権者（民957②・935）
- ⑤ 請求申出期間内に請求の申出をせず、知れなかった受遺者（民957②・935・931）

もっとも、優先権を有する債権者のうち、相続財産に留置権、特別の先取特権、質権又は抵当権を有する債権者は、請求申出期間中であっても当該相続財産の価値を物権的に支配しているため（留置権については、事実上の優先弁済を受ける権能がありますので、優先権を有すると解されています。）、担保権を行使して（民執180以下）、被担保債権の満足を受けることがあります。

2 請求申出期間内に請求の申出をした相続債権者・受遺者への弁済

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

2 遺産分割の協議

【70】共同相続人が行方不明となっている場合に、不在者財産管理人を選任して遺産分割協議を成立させることができる!?

被相続人の共同相続人のうち1名の共同相続人が行方不明となっており、当該行方不明者以外の共同相続人間では遺産分割協議が調っている場合でも、当該行方不明者が帰来しない限り遺産分割協議を成立させることができないのか。

POINT ・共同相続人が行方不明となっている場合であっても、不在者財産管理人を選任することで、遺産分割協議を成立させることができるケースがある

誤認例 共同相続人が行方不明となっている場合には、遺産分割の協議をすることができないため、遺産分割未了のまま放置するしかない。

なく遺産分割協議を成立させることができるようです。

一方で、不在者が相続により取得する財産の価額（帰来時弁済額）が100万円を超える場合には、不在者が帰来する可能性が低いかどうか、遺産を取得した共同相続人に帰来時弁済額を支払えるだけの資力があるかどうかなどを考慮要素として、遺産分割協議を成立させることを認めるかどうかを検討されるようです。

帰来時弁済型の遺産分割協議を成立させる旨の権限外行為許可を求める場合には、事前相談なく権限外行為許可を申し立てるのではなく、家庭裁判所に遺産分割協議書案を送付するなどして事前に相談をすることが望ましいと思われます。

《参考となる判例等》

○不在者の法定相続分を下回る財産を相続による取得分とする旨の内容の遺産分割協議の成立を権限外行為として許可した事例（大分家審昭49・12・12家月28・1・72）